

長期継続契約に伴う特記事項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この特記事項を付した契約書が長期継続契約の場合、契約書及びこの特記事項に従って契約を履行するものとする。

(予算の削減又は削除に伴う変更等)

第2条 この特記事項を付した契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度の開始日の2月前までに、受注者に通知しなければならない。

(協議解除)

第3条 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、第1項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第4条 受注者は、次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定による変更をしたため、契約期間の始期から満了の日までの契約金額の総額（以下「契約総金額」という。）が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの特記事項を付した契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があったときは、その損害に係る賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第5条 発注者は、契約が解除された場合において、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

(特記事項外の事項)

第6条 この特記事項に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。